

イーグル工業株式会社

取締役社長 鶴 鉄二

2021年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社2021年度定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえまして、本年は可能な限り会場へのご出席はお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願いいたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4ページの案内に従って、2022年6月22日（水曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）				
2 場 所	東京都港区芝大門1丁目12番15号 NOK（株）本社ビル2階会議室 ※新型コロナウイルス感染症の影響より、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合は当社ウェブサイトにてご案内いたします。（ https://www.ekkeagle.com/jp/ ）				
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td>報告事項</td> <td>1. 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類 ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件</td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件</td> </tr> </table>	報告事項	1. 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類 ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
報告事項	1. 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類 ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件				

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ekkeagle.com/jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ・ 事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
 - ・ 連結計算書類の連結注記表
 - ・ 計算書類の個別注記表
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ekkeagle.com/jp/>）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（<https://www.ekkeagle.com/jp/>）

定時株主総会会場における感染症拡大防止についてのご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下のとおりご連絡いたします。

(1) 株主さまへのお願い

- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、咳や熱などで体調のすぐれない方は、株主総会当日のご来場を見合わせていただきますよう強くお願い申し上げます。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご出席なさらないで議決権を行使していただく方法として、郵送による議決権行使またはインターネットによる議決権行使のご利用をご検討いただきますようお願いいたします。

(2) ご来場される株主さまへのお願い

- ・会場受付付近に配備するアルコール消毒液のご使用とマスクのご着用をお願いいたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき発熱（37.5度以上）があると認められる方、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・会場の座席は、間隔を拡げ、余裕をもった配置とさせていただきます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・入場後、体調がすぐれない場合には、ご遠慮なくお近くの運営スタッフにお声掛けください。

(3) 当社の対応について

- ・役職員、運営スタッフは、検温を含め体調を確認したうえで参加いたします。
- ・役職員、運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・会場受付のほか、会場内各所にアルコール消毒液を配備いたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.ekkeagle.com/jp/>) にてお知らせいたします。

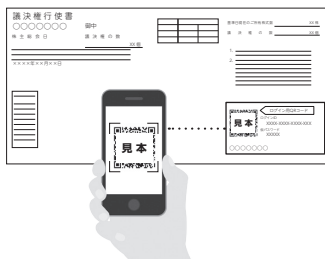
以上、ご理解・ご協力のほど、なにとぞよろしくお願いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」
を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を
入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

2021年度の期末配当につきましては、当年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、1株につき25円といたしたいと存じます。

なお、既に1株につき25円の間配当金を支払済につき、1株あたりの年間配当金は50円となります。

1. 配当財産の種類	金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 25円 配当総額 1,228,081,425円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月24日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p>
(新 設)	<p>第1条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、更なる経営体制の強化のため員数を2名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

つる
鶴

てっし
鉄 二

(1949年8月16日生)

所有する当社の株式数…………… 143,233株

取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1972年 4月	NOK株式会社入社	1984年 4月	当社専務取締役
1977年 6月	NOK INC. 取締役副社長	1985年 6月	当社代表取締役副社長
1979年 6月	当社取締役	1989年 6月	当社代表取締役社長
1981年 6月	マサチューセッツ工科大学 経営大学院修士課程修了（MBA取得）	2006年 6月	NOK株式会社取締役
1982年 1月	当社常務取締役	2018年 6月	当社代表取締役会長兼社長（現任）

[重要な兼職の状況]

イーグルブルグマンジャパン株式会社代表取締役会長

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の代表取締役社長を務めており、その事業経営活動における豊富な知見、経験を踏まえまして、引き続き選任をお願いしたく取締役候補者となりました。

候補者番号

2

なか
中

おまさ
尾 正 樹

(1955年4月9日生)

所有する当社の株式数…………… 18,600株

取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1980年 4月	当社入社	2011年 1月	当社常務執行役員経営企画室長
2005年 6月	当社取締役	2018年 6月	当社専務取締役経営企画室長
2009年 6月	当社執行役員	2020年10月	当社代表取締役副社長経営企画室長 （現任）

取締役候補者とした理由

当社グループの海外事業推進および経営企画に関し、豊富な経験と実績を有しており、引き続き選任をお願いしたく取締役候補者となりました。

候補者番号

3

あ べ しん じ
安部 信二 (1959年1月14日生)

所有する当社の株式数…………… 38,900株
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1981年 4月	NOK株式会社入社	2009年 6月	当社常務執行役員
2004年10月	同社営業本部安城第一支店長	2010年 6月	当社専務取締役営業本部長
2007年 6月	当社取締役	2020年 4月	当社専務取締役
2008年 6月	当社常務取締役		グローバル品質・環境管理室長 (現:安全環境品質管理室長) (現任)

取締役候補者とした理由

当社グループ製品の営業・販売活動に豊富な経験と実績を有しており、これらの知見を活かした当社グループ製品およびサービス等の品質管理ならびに安全衛生・環境管理活動の更なる推進のため、引き続き選任をお願いいたく取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

う え む ら の り お
上村 訓右 (1959年2月24日生)

所有する当社の株式数…………… 19,200株
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1989年 3月	NOK株式会社入社	2014年 6月	当社専務取締役技術本部長 (現任)
2010年 6月	当社執行役員	2016年 3月	工学博士
2014年 1月	当社常務執行役員		

取締役候補者とした理由

当社グループ製品およびサービス等の技術に関し、豊富な経験と実績を有しており、工学博士としての深い見識も踏まえ、引き続き選任をお願いいたく取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

しま だ ま さ ひ で
嶋田 雅英 (1966年3月19日生)

所有する当社の株式数…………… 12,300株
取締役会出席状況…………… —

新任

[略歴、当社における地位および担当]

1988年 4月	当社入社	2018年 6月	当社執行役員AI・CI事業部副事業部長
2011年 4月	当社AI・CI事業部生産技術部長	2019年 6月	当社執行役員AI・CI事業部長
2016年 7月	当社AI・CI事業部副事業部長	2020年 4月	当社常務執行役員AI・CI事業部長 (現任)

取締役候補者とした理由

当社の自動車・建設機械業界向け事業の生産技術をはじめ当該事業の統括に関し、豊富な経験と実績を有しており、新たな取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

ほうげん けんさく
法眼 健作 (1941年8月2日生)

所有する当社の株式数…………… 3,300株
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

社外

[略歴、当社における地位および担当]

1964年 4月	外務省入省	2005年 1月	外務省退官
1998年 3月	国際連合事務次長	2015年 6月	当社社外取締役 (現任)
2001年 4月	カナダ駐劬特命全権大使		NOK株式会社社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

NOK株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

外交における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、引き続き選任をお願いしたく社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で継続して関与いただく予定です。

候補者番号

7

ふじ おか まこと
藤岡 誠 (1950年3月27日生)

所有する当社の株式数…………… 3,800株
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

社外

[略歴、当社における地位および担当]

1972年 4月	通商産業省 (現経済産業省) 入省	2004年 6月	日本軽金属株式会社取締役常務執行役員
1977年 6月	ハーバード大学経営大学院修士課程修了 (MBA取得)	2007年 6月	同社取締役専務執行役員
1987年 6月	IEA (国際エネルギー機関) 省エネルギー部長 (在フランス)	2013年 6月	同社取締役副社長執行役員
1996年 6月	通商産業省大臣官房審議官	2015年 7月	公益社団法人新化学技術推進協会専務理事
2001年 2月	アラブ首長国連邦駐劬特命全権大使	2016年 6月	当社社外取締役 (現任)
2003年 9月	経済産業省退官		NOK株式会社社外取締役 (現任)
			日本製紙株式会社社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

NOK株式会社社外取締役
日本製紙株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

産業政策および外交における豊かな経験と高い見識ならびにそれらに基づいた企業経営の実績を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、引き続き選任をお願いしたく社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で継続して関与いただく予定です。

候補者番号

8

しまだ なおき
島田 直樹 (1968年11月23日生)

所有する当社の株式数…………… —
取締役会出席状況…………… —

新任

社外

[略歴、当社における地位および担当]

1993年 4月	アップルコンピュータ株式会社入社	2005年 9月	アクモス株式会社社外取締役
1998年 6月	マサチューセッツ工科大学経営大学院 修士課程修了 (MBA取得)	2008年 6月	株式会社日本M&Aセンター社外取締役
1998年10月	株式会社ボストンコンサルティング グループ入社	2013年 3月	株式会社ファンデリー社外監査役 (現任)
2001年 9月	株式会社ピー・アンド・イー・ ディレクションズ代表取締役 (現任)	2015年 6月	杉田エース株式会社社外取締役 (現任)
		2021年 6月	株式会社レノバ社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ代表取締役、株式会社ファンデリー社外監査役 (※)
杉田エース株式会社社外取締役、株式会社レノバ社外取締役
※2022年6月開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって退任予定

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

事業会社ならびに企業経営コンサルティングにおける豊かな経験と高い見識ならびにそれらに基づいた企業経営の実績を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 候補者鶴 鉄二氏は、イーグルブルグマンジャパン株式会社の代表取締役会長を兼務し、当社は同社と製品の販売および仕入等の取引関係があります。
2. 候補者法眼健作氏、藤岡誠氏および島田直樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 法眼健作氏ならびに藤岡誠氏は、NOK株式会社の社外取締役を兼務し、当社は同社と製品の販売および仕入等の取引関係があります。
4. 法眼健作氏は、社外取締役であります。在任期間は本総会の終結の時をもって7年となります。
5. 藤岡誠氏は、社外取締役であります。在任期間は本総会の終結の時をもって6年となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害または被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、法眼健作氏ならびに藤岡誠氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める額としており、両氏の再任がご承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、島田直樹氏の選任がご承認された場合は、当該契約を締結する予定であります。
8. 当社は法眼健作氏ならびに藤岡誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、島田直樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任がご承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
9. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案

監査役1名選任の件

現任監査役梶谷 篤氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	かじ たに 梶谷 あつし 篤 (1968年7月1日生)	所有する当社の株式数…………… 1,000株 取締役会出席状況…………… 13/13回 監査役会出席状況…………… 13/13回
-----	--	--

再任	[略歴、当社における地位]			
社外	2000年4月	弁護士登録	2017年3月	医学博士
	2015年6月	株式会社ディーエムエス社外取締役(現任)	2018年6月	当社社外監査役(現任)
	2016年6月	NOK株式会社社外監査役(現任)	2018年7月	信州大学社会基盤研究所特任教授(現任)
	[重要な兼職の状況]			
	株式会社ディーエムエス社外取締役、NOK株式会社社外監査役、信州大学社会基盤研究所特任教授			

社外監査役候補者とした理由
 弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い識見に基づき、当社の経営全般への監査に反映いただきたく、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者梶谷篤氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 梶谷篤氏は、社外監査役候補者であります。なお同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き選任をお願いする予定であります。
3. 梶谷篤氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 梶谷篤氏は、株式会社ディーエムエスの社外取締役に就任していますが、同社は日本年金機構が発注する帳票の作成および発送準備業務の入札に関し、独占禁止法第3条違反の疑いがあるとして、2019年10月に公正取引委員会の検査を受け、その後、2022年3月に同委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、事前には当該事実を認識していませんでしたが、当該状況判明後は取締役会等において、徹底した調査および再発防止の指示等を行っております。
5. 梶谷篤氏は、NOK株式会社の社外監査役を兼務し、当社は同社と製品の販売および仕入等の取引関係があります。
6. 監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 梶谷篤氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額といたします。梶谷篤氏の再任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害または被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。なお、梶谷篤氏の監査役への再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

(ご参考) 当社が取締役および監査役に特に期待する分野

(第3号議案および第4号議案が承認された後の経営体制(予定))

		企業経営	事業戦略	営業販売	財務会計	技術研究 開発	国際性	ESG
取締役	鶴 鉄二	○	○		○		○	
	中尾 正樹	○	○				○	
	安部 信二			○				○
	上村 訓右			○		○		
	嶋田 雅英		○				○	
	法眼 健作	○					○	
	藤岡 誠	○						○
	島田 直樹	○					○	
監査役	林 大資			○	○			
	佐竹 秀生		○				○	
	前原 望			○				○
	渡辺 英樹				○		○	
	梶谷 篤	○				○		

(注) 上記一覧表は、各人に特に期待される項目を記載しており、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）および執行役員（国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象とした新しい業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することについて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。この株式報酬は、第55回定時株主総会（2009年6月24日開催）においてご承認いただいた当社の取締役の基本報酬および賞与に係る報酬等の額（年額360百万円以内）とは別枠で、取締役等に対して支給するものであります。

本制度は、取締役等を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めるとともに、株主の皆様との利害共有を図ることを目的としております。更に、交付する株式数を中期経営計画における業績目標の達成度等と連動させることにより、業績目標の達成に向けた意欲を高めるものであります。

当社は、2022年5月開催の取締役会において、本議案をご承認いただくことを条件として新たな「役員報酬等の内容の決定に関する方針」を定めており、その概要は以下18頁に記載のとおりですが、本議案は、当該方針に沿う内容の取締役等の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっていることから、本議案の内容は相当であると考えております。なお、本制度の導入については、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、指名報酬委員会における審議を経ております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと5名となります。また、上記のとおり、本制度は執行役員も対象としており（本株主総会の終結の時点において本制度の対象となる執行役員は21名の予定）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

2. 本制度における報酬の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等に対する株式報酬制度であり、当社が拠出する取締役等の報酬額に相当する金員を信託へ拠出し、当該金員を原資として信託を通じて当社株式が取得され、役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）について役員報酬として交付および給付（以下「交付等」という。）を行う制度です（本制度の詳細は下記(2)以降のとおり）。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。） ・当社の執行役員（国内非居住者を除く。）
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （下記(2)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・300百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額 ・なお、当初の対象期間については、4事業年度を対象として合計1,200百万円（当初の対象期間は2023年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度）
取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法 （下記(2)および(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・40万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数 ・なお、当初の対象期間については、4事業年度を対象として、合計160万株 ・上記の1事業年度あたりの株式数（40万株）の当社発行済株式総数（2022年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.8% ・当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定（当初の対象期間にかかる当社株式は株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない）
③ 業績達成条件の内容 （下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画における業績目標の達成のための重要指標その他の取締役会が定める指標の目標達成度等（当初の対象期間については、ROICおよびFTSE Russell ESGスコアの目標達成度）に応じて0～200%の範囲で変動
④ 取締役に対する当社株式等の交付等の時期 （下記(4)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間終了後

(2) 当社が拠出する金員の上限等

本制度の対象となる期間は、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下、「対象期間」という。）とします。なお、当初の対象期間は、2023年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度とします。

当社は、対象期間毎に取締役等の報酬として拠出される信託金の上限を、300百万円に当該対象期間の事業年度数を乗じた金額（当初の対象期間である4事業年度については合計1,200百万円）としたうえで、かかる信託金を取締役等の報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に対応する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します（当初の対象期間にかかる当社株式

は株式市場から取得予定)。当社は、対象期間中、取締役等に対して、下記(3)に定めるとおりポイントの付与を行い、あらかじめ定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

また、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、原則として、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一の期間について本信託の信託期間を延長し、当社は本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の合計上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き新たな対象期間について、取締役等に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が完了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、300百万円に当該対象期間の事業年度数を乗じた金額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限等

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、「株式交付ポイント」の数により定まります。株式交付ポイント1ポイントにつき当社株式1株を交付するものとし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、分割比率・併合比率等に応じて、株式交付ポイント1ポイントあたりの当社株式数および取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限を調整します。

①業績連動部分

取締役等に対する業績連動部分の株式交付ポイントは、対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントのうち50%に相当するポイントを累計し、対象期間終了後に、この累計値に業績連動係数を乗じて算定します。

業績連動係数は、業績目標の達成度等に応じて0~200%の範囲で変動します。業績目標の達成度等に関する指標は、中期経営計画における業績目標の達成のための重要指標その他の取締役会が定める指標を用いることとし、当初の対象期間においてはROICおよびFTSE Russell ESGスコアとします。

②非業績連動部分

取締役等に対する非業績連動部分の株式交付ポイントは、対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントのうち50%の累計とします。

なお、対象期間中の事業年度の途中で退任、死亡または海外赴任することとなった取締役等については、業績連動係数を100%とした上で上記の通り算定した株式交付ポイントを速やかに付与するものとします。

本信託の対象期間について取締役等に交付等が行われる当社株式等の数（取締役等に付与されるポイントの数）の上限は、40万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数とします（当初の対象期間である4事業年度に対しては合計160万株）。なお、当該取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限は、上記の当社が拠出する金員の上限を踏まえ、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たした取締役等は、原則として対象期間終了後、所定の受益権確定手続を行うことにより、株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、対象期間中に受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合には、当該時点における株式交付ポイント数に相当する当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式（取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の配当の取り扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で配当金の残余が生じた場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

(ご参考) 「役員報酬等の内容の決定に関する方針」

当社は、以下のとおり取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定め、本方針に基づき、株主総会で決定した総額の範囲内で、取締役の報酬に関しては取締役会にて、監査役の報酬に関しては監査役の協議にてそれぞれ決定しております。

なお、当社は、役員の指名・報酬に関する客観性・透明性の向上に対応するため、取締役会の諮問機関として、取締役会議長および社外取締役を構成員とする指名報酬委員会を設置し、役員の指名・取締役の報酬等の特に重要な事項についての定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行っております。

当社の、取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針は、以下のとおりです。

・方針の決定方法

取締役の報酬方針については、指名報酬委員会の助言も踏まえ、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬方針については、監査役の協議にて決定しております。

・基本方針

当社グループは、技術に裏打ちされた独自性ある、かつ社会に有用な商品を世界中で安くつくり適正価格で提供することで高い収益力を持つ強い企業になることを目指しております。そして、この方針を、中長期的な視野を持って追求することが、当社グループの中長期的な企業価値の向上、およびステークホルダーの満足度向上に資すると考えています。

この方針を遂行するにあたっては、当社の取締役をはじめとする経営陣の目標達成意欲と、ステークホルダーの満足度向上を、その報酬面から促すことが必要と考えております。そのため、当社の経営陣に対しては、新たに一定割合が当社グループの中期計画における重点実施施策にかかるKPI達成度に応じて変動する自社株式報酬を導入することとし、単年度の業績目標達成度に応じて変動する金銭報酬との両輪で、中長期的な企業価値の向上とステークホルダー満足度の向上を目指します。

・個人別の報酬等の額または算定方法の決定方針

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、固定報酬部分・短期成果期待部分・長期成果期待部分からなる、基本報酬（金銭）・短期業績連動報酬（金銭）・中長期業績連動報酬（株式）の三区分別としております。一方、社外取締役には、業務執行から独立した社外の立場から客観的なご意見、ご指摘をいただくことを期待しており、その立場に鑑み、基本報酬（金銭）のみ支給いたします。また、監査役の報酬につきましても、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、職位に応じた基本報酬（金銭）のみ支給いたします。なお、報酬の支給に関しては、急激な業績悪化や、企業価値毀損の事態があった場合は、臨時に減額または不支給とすることがあります。

当社の取締役の報酬体系は、役職（会長職、社長職、副社長職、専務職等の役付）の職責に応じ、報酬額に階差を設けるものとし、現在適用する階差は、短期・長期成果部分が基準額であった場合、専務職1に対し、会長、社長職は1.6内外の設定としております。

- **業績連動報酬等に係る業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針**

業績連動報酬は、評価項目の達成度に応じ、0%から200%の範囲で支給しております。

短期業績連動報酬の決定に際しては、企業業績の指標として利益水準の維持向上が最も適切であるとの判断から、期初営業利益計画の達成度合いを中心に、配当実施額、従業員賞与支給額、その他業績に影響を与える事項（天災、特別損益等）を勘案し、決定しております。

中長期業績連動報酬に係る指標は、企業グループの総合的な収益力を高めると同時に、ESGを考慮した経営を進めるという理由から、財務指標をROIC、非財務指標をFTSE Russell ESGスコアとしており、それぞれの評価加重を90%・10%としております。

- **非金銭報酬等の内容およびその額若しくは数またはその算定方法の決定方針**

中長期業績連動報酬については、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値増大に対する取締役の貢献意欲を高めるため、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の仕組みを活用しています。これは、対象となる取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位・在任期間および中期目標の達成度等に応じて算定されるポイント数に応じた数の当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を交付および給付する制度です。

- **個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）の決定方針**

当社の業域は自動車・建設機械、一般産業機械、半導体、船舶、航空宇宙を始めとした各産業におけるメカニカルシール・特殊バルブ等の機械要素部品の製造販売であり、業績が同業界の動向に左右され易い状況も勘案し、取締役の短期業績連動報酬・中長期業績連動報酬の割合は、それぞれ報酬総額の10%・20%としております。

- **報酬等を与える時期または条件の決定方針**

基本報酬は、定時株主総会後の取締役会において翌月から1年間の月額を決定し毎月支給とし、固定額を毎月一定日に支給しております。短期業績連動報酬は、取締役会において、期末決算に基づき、上記「業績連動報酬等に係る業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針」に従い決定し、当該決算に係る定時株主総会までに支給しております。中長期業績連動報酬は、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位および在任期間に応じて算出される固定ポイントと、中期経営計画達成等に対するインセンティブを高めることを目的とする業績連動ポイントを毎年一定時期に付与し、原則として中期経営計画終了時に、固定ポイントの累計数に相当する当社株式等と、業績連動ポイントの累計数に、中期目標達成度に応じた業績連動係数を乗じた数に相当する株式等を交付および給付します。

- **個人別の報酬等の内容の決定方法**

個別の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定については、取締役会議長である取締役会長が、指名報酬委員会の助言も踏まえ、役員報酬案を取締役に上程し、取締役会にて決定しております。

監査役報酬の支給案については、監査役会において監査役の協議により決定しております。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済情勢は、主要国を中心にワクチン接種の普及による防疫措置の緩和と金融・財政支援対策等により、全体としては回復基調で推移いたしました。一方、世界的な半導体不足や新型コロナウイルス感染再拡大によるサプライチェーンの停滞などが下振れ要因となり、景気回復のペースは鈍化しました。加えて足元では、米国の金融政策転換、ロシア・ウクライナ紛争による資源価格の高騰、中国の「ゼロコロナ政策」による経済活動の制限などの景気へのマイナス要因もあり、先行き不透明な状況となっています。

このような事業環境のもと、当社事業においては円安による押し上げ効果もあり、全てのセグメントにおいて販売が前期を上回りました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,408億42百万円（前期比7.9%増）、営業利益は75億60百万円（前期比30.3%増）、経常利益は108億11百万円（前期比28.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は57億13百万円（前期比42.5%増）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

自動車・建設機械 業界向け事業	当事業は、世界的な半導体不足、新型コロナウイルス再拡大による部品供給難により、グローバル自動車生産台数は減少傾向が継続しておりますが、販売が前年を上回って推移したことにより、当セグメントの売上高は815億88百万円（前期比4.3%増）、営業利益は20億27百万円（前期比120.2%増）となりました。
一般産業機械 業界向け事業	当事業は、インドおよび東南アジア地域の需要が回復したことにより、当セグメントの売上高は289億35百万円（前期比10.0%増）、営業利益は24億50百万円（前期比11.6%増）となりました。
半導体業界 向け事業	当事業は、半導体需要の増大に伴う投資意欲が継続して高水準であったことにより、当セグメントの売上高は121億90百万円（前期比33.7%増）、営業利益は6億71百万円（前期比168.7%増）となりました。
船用業界向け事業	当事業は、中国、韓国の新造船市況の回復と、欧州、東南アジアでの修繕部品需要が増加したことにより、当セグメントの売上高は116億67百万円（前期比10.6%増）、営業利益は23億82百万円（前期比19.4%増）となりました。
航空宇宙 業界向け事業	当事業は、販売が前期並みで推移し、当セグメントの売上高は64億60百万円（前期比2.1%増）となりました。営業利益はプロダクトミックスの影響により15百万円（前期比96.4%減）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、自動車・建設機械業界向け事業の生産設備を中心に71億76百万円を実施いたしました。

これらの設備投資等の資金需要に対応するため借入金および自己資金を充当いたしました。

(3) 吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2021年7月1日を効力発生日としてESM株式会社を、また、2021年10月1日を効力発生日としてイーグルサービス株式会社を、それぞれ吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題（当社グループを取り巻く事業環境と今後の事業展開）

当期は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が続く中、主要国におけるワクチン接種の普及や各種経済対策により回復基調で推移し、当社事業においても増収増益となりました。

一方、原材料供給不安と価格の高騰や、継続したサプライチェーンの混乱に合わせ、ロシア・ウクライナ紛争の長期化や中国のロックダウンなど、今期の景況感是不確実性がさらに増す状況にありますので、取り巻く事業環境の変化を的確に把握し、今期の計画達成と、来期より開始する新たな中期経営計画の策定に取り組んでまいります。

なお、当社グループの主要市場である、自動車市場においては従来の内燃機関自動車から電気自動車への転換が加速しており、関連する製品・技術のニーズは拡大見通しにあります。また、建設機械、船舶、航空機分野においても電動化の研究開発が進んでおり、次世代エネルギー市場も実用化に向けた動きが活発化していますので、引き続き「環境・省エネに資する次世代独自技術商品」の開発と拡販に取り組み、当社グループの中長期的な成長を果たしてまいります。

セグメント別の現況と課題は以下のとおりです。

自動車・建設機械業界向け事業

自動車向け製品は、車載向け半導体の供給不足の長期化や地政学リスクの拡大により、グローバルでの自動車生産は減少懸念がありますが、電気自動車向け製品の量産を継続するとともに、サーマルマネジメントシステム向けに新製品の開発・提案を進めてまいります。また建設機械向け製品においては、建設機械の燃費低減を実現する油圧ハイブリッドシステムの開発・拡販を継続してまいります。

一般産業機械業界向け事業

新型コロナウイルス感染症収束に伴う経済活動・設備投資再開により、石油精製・石油化学プラント建設プロジェクトは再開が進んでおり、当社グループ製品・サービスの需要も回復傾向にあります。一方、長期的には化石燃料の使用低下に向け、次世代エネルギー市場の開発も続いておりますので、各プラントの既存設備の省力化・CO2削減に貢献できる製品技術・サービスの提案と新市場の開拓に取り組んでまいります。

半導体業界向け事業

5G、IoTの実用化など通信容量の増加や、半導体不足解消に向けた業界全体の投資は堅調に進んでいることより、引き続き生産拡大と各半導体製造装置メーカーへの拡販ならびに当社製品群を活かした新製品開発に注力してまいります。

船用業界向け事業

今期以降の新造船建造ならびに既存納入品のアフターサービスは減少傾向が見込まれる一方、船用業界全体による海洋環境保全強化は継続していますので、中大型船向け水潤滑型シール装置等、環境貢献型製品の開発を継続してまいります。

航空宇宙業界向け事業

航空機向け製品は、新型コロナウイルス感染拡大による開発延期に回復の兆しが見えており、宇宙開発向け製品は、民間企業による宇宙開発も活発化しておりますので、当社技術が貢献できる分野への拡販を継続してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	149,361	142,106	130,513	140,842
営業利益	(百万円)	9,755	5,772	5,802	7,560
経常利益	(百万円)	11,703	6,766	8,447	10,811
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	7,032	2,907	4,010	5,713
1株当たり当期純利益	(円)	143.35	59.24	81.70	116.34
総資産	(百万円)	172,433	166,800	176,508	180,955
純資産	(百万円)	88,886	82,019	92,441	103,094

〔2018年度〕米国では好調な企業業績を背景に安定して推移しましたが、中国において過剰債務削減による投資減速と、第3四半期以降の米中貿易摩擦による景気鈍化が企業業績にも影響し、当社事業も主に自動車・建設機械業界向け事業を中心に、売上高、利益ともに減少となりました。

〔2019年度〕米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題、中東・東アジアの地政学リスク等により景気悪化が懸念され、日本経済においても消費税の引き上げ等景況の減速が顕著となるなか、第4四半期以降の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響もあり、売上高・利益ともに減少しました。

〔2020年度〕新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により景気が急速に悪化し、当社事業においても販売は落ち込みましたが、固定費の抑制等利益確保に努めたことにより、売上高は減少したものの増益となりました。

〔2021年度〕前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況等

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
イーグルブルグマンジャパン株式会社	2,930百万円	75.0	メカニカルシールの製造、補修、修理
島根イーグル株式会社	490百万円	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造
岡山イーグル株式会社	480百万円	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造
広島イーグル株式会社	100百万円	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造
イーグルインダストリー台湾CORP.	60百万NT\$	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造、販売
イーグルインダストリー (WUXI) CO., LTD.	32百万US\$	100.0 (100.0)	メカニカルシール、特殊バルブの製造
NEK CO., LTD.	4,277百万W	100.0 (5.6)	メカニカルシールの製造、販売
EKKイーグル (タイランド) CO., LTD.	400百万TB	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造、販売
EBI アジアパシフィック PTE. LTD.	38百万S\$	75.0	アジア (日本、中国、インドおよび中近東を除く) およびオセアニア地域の関係会社統轄
イーグルブルグマンインディア PVT. LTD.	29百万INR	50.0 (11.4)	メカニカルシールの製造、販売
イーグルホールディングヨーロッパ B.V.	2百万ユーロ	100.0	欧州地域の関係会社統轄
EKK イーグルインダストリーメキシコ S.A.de C.V.	866百万MXN	100.0 (0.0)	特殊バルブの製造、販売

(注) 1. 出資比率の () 内の数字は間接所有割合 (内数) であります。

2. 上記12社を含む連結子会社は42社、持分法適用関連会社は39社であります。

③ その他

建設機械、船舶および航空宇宙産業を除く一般産業機械業界向けメカニカルシール等の製造・販売において、当社はイーグルブルグマンジャーマニー社 (ドイツ) と全面的なアライアンス体制を構築しております。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは自動車・建設機械業界向け事業、一般産業機械業界向け事業、半導体業界向け事業、船用業界向け事業、航空宇宙業界向け事業の5つのセグメントにおいて事業を展開しております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
自動車・建設機械業界向け事業	主要な製品は、自動車・建設機械向けのメカニカルシール（軸封装置）および特殊バルブならびに電力業界向けの特殊バルブであります。
一般産業機械業界向け事業	主要な製品は、産業機械、石油精製、石油化学プラント向けのメカニカルシール（軸封装置）であります。
半導体業界向け事業	主要な製品は、半導体製造装置向けの各種シール（軸封装置）および電子機器、精密機器向け精密ペローズであります。
船用業界向け事業	主要な製品は、船尾管シール（軸封装置）・軸受であります。また、当該製品の補修・メンテナンス業務も行っております。
航空宇宙業界向け事業	主要な製品は、航空機・ロケットエンジン向けの各種シール（軸封装置）およびセンサーであります。

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

会社名	主要拠点	
イーグル工業株式会社（当社）	本社	東京都港区
	支店	仙台：仙台市青葉区、水戸：茨城県水戸市、北関東：埼玉県本庄市 東京：東京都港区、KEMEL東京：東京都港区、名古屋：名古屋市中区 大阪：大阪府吹田市、神戸：兵庫県明石市、KEMEL神戸：神戸市兵庫区 広島：広島市東区、KEMEL広島：広島県呉市、九州：福岡市博多区
	事業場	埼玉：埼玉県坂戸市、岡山：岡山県高梁市、つくば：茨城県つくば市 高砂：兵庫県高砂市、呉：広島県呉市

② 各セグメント別の子会社の状況

a. 自動車・建設機械業界向け事業

会社名	主要拠点	
島根イーグル株式会社	本 社 事業場	島根県雲南市
岡山イーグル株式会社	本 社 事業場	岡山県高梁市
広島イーグル株式会社	本 社	東京都港区
	事業場	広島県山県郡北広島町
イーグルインダストリー台湾CORP.	本 社 事業場	台湾
イーグルインダストリー (WUXI) CO., LTD.	本 社 事業場	中国
NEK CO., LTD.	本 社 事業場	韓国
EKKイーグル (タイランド) CO., LTD.	本 社 事業場	タイ
P.T.イーグルインダストリーインドネシア	本 社 事業場	インドネシア
EKKイーグル プロダクツ インディア PVT. LTD.	本 社 事業場	インド
イーグルインダストリーフランスS.A.S.	本 社 事業場	フランス
イーグルジムラックスB.V.	本 社 事業場	オランダ
イーグルインダストリーハンガリーKft	本 社 事業場	ハンガリー
EKK イーグルインダストリーメキシコ S.A. de C.V.	本 社 事業場	メキシコ
イーグルABCテクノロジーS.A.S.	本 社 事業場	フランス
EKKイーグルアメリカ Inc.	本 社 事業場	アメリカ

b. 一般産業機械業界向け事業

会社名	主要拠点	
イーグルブルグマンジャパン株式会社	本 社	東京都港区
	事業場	新潟：新潟県五泉市、埼玉：埼玉県坂戸市
EBI アジア パシフィック PTE. LTD.	本 社 事業場	シンガポール
イーグルブルグマンインディア PVT. LTD.	本 社 事業場	インド

c. 船用業界向け事業

会社名	主要拠点	
イーグルハイキャスト株式会社	本 社	東京都港区
	事業場	島根県江津市
KEMELヨーロッパ LTD.	本 社	イギリス
EKKイーグルアジアパシフィック PTE. LTD.	本 社	シンガポール

d. 航空宇宙業界向け事業

会社名	主要拠点	
株式会社バルコム	本 社 事業場	大阪府豊中市
	営業所	関東：横浜市神奈川区、東海：名古屋市名東区 関西：大阪府豊中市、九州：福岡市博多区
北海道イーグル株式会社	本 社 事業場	北海道山越郡長万部町

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

事業区分	従業員数
自動車・建設機械業界向け事業	3,552名 (676名)
一般産業機械業界向け事業	2,000名 (415名)
半導体業界向け事業	287名 (31名)
船用業界向け事業	256名 (13名)
航空宇宙業界向け事業	246名 (68名)
全社 (共通)	52名 (40名)
合 計	6,393名 (1,243名)

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
1,183名 (363名)	41.1才	16.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	7,078
株式会社三菱UFJ銀行	6,335
株式会社みずほ銀行	5,707

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 49,757,821株 |
| (3) 自己株式数 | 634,564株 |
| (4) 株主数 | 10,405名 |
| (5) 大株主の状況 | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
NOK 株式会社	14,812	30.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,959	8.1
フロイデンベルグ・エス・エー	3,800	7.7
第一生命保険株式会社	2,758	5.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,932	3.9
イーグル工業持株会	1,701	3.5
株式会社三井住友銀行	1,542	3.1
株式会社三菱UFJ銀行	1,318	2.7
株式会社中国銀行	637	1.3
損害保険ジャパン株式会社	517	1.1

(注) 1. 当社は自己株式を634千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
鶴 鉄 二	代表取締役会長兼社長	イーグルブルグマンジャパン株式会社代表取締役会長
中 尾 正 樹	代表取締役副社長 経営企画室長	
安 部 信 二	専務取締役 安全環境品質管理室長	
上 村 訓 右	専務取締役 技術本部長	
法 眼 健 作	取締役	NOK株式会社社外取締役
藤 岡 誠	取締役	NOK株式会社社外取締役 日本製紙株式会社社外取締役
林 大 資	常勤監査役	
佐 竹 秀 生	常勤監査役	
前 原 望	監査役	NOK株式会社常勤監査役
渡 辺 英 樹	監査役	NOK株式会社常勤監査役
梶 谷 篤	監査役	NOK株式会社社外監査役 株式会社ディーエムエス社外取締役 信州大学社会基盤研究所特任教授

- (注) 1. 取締役法眼健作および取締役藤岡 誠の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役前原 望、渡辺英樹、梶谷 篤の3氏は、社外監査役であります。なお、監査役梶谷 篤氏は、弁護士資格を有しております。
3. 監査役渡辺英樹氏は、過去にNOK株式会社において財務および会計に関する業務に従事した経験があり相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役法眼健作、取締役藤岡 誠ならびに監査役梶谷 篤の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

(3) 役員損害賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役および監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度にかかる報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	207 (8)	178 (7)	28 (1)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	48 (4)	45 (4)	3 (-)	5 (3)
計	256 (12)	224 (11)	31 (1)	12 (5)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役および監査役の報酬等の額には、2021年6月24日開催の2020年度定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の取締役の人数は6名、監査役の人数は5名であります。

② 業績連動報酬等に関する事項

a.業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容および当該業績指標を選定した理由

当社の事業は、自動車・建設機械、一般産業機械、半導体、船舶、航空宇宙を始めとした各産業における、メカニカルシール・特殊バルブ等の機械要素部品の製造販売であり、業績が各々の業界動向に左右され易い状況も勘案し、業績連動報酬の報酬総額に占める割合は取締役は約10%、常勤監査役は約5%としております。

また、当該業績連動報酬は、評価項目の達成度に応じ0%から200%の範囲で支給しております。

業績連動報酬の決定に際しては、企業業績の指標として利益水準の維持向上が最も適切であるとの判断から、期初営業利益計画の達成度合いを中心に、配当実施額、従業員賞与支給額、その他業績に影響を与える事項（天災、特別損益等）を勘案し、決定いたします。

b.業績指標の実績

定量評価における主たる指標が期初営業利益計画に対する達成度であることから以下に結果を記載いたします。

期初連結営業利益計画	64億円
当年度実績	75億60百万円

当該結果を踏まえ、当事業年度にかかる業績連動報酬は基準値（100%）に対し150%の割合で支給を決定いたしました。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬につきましては、2009年6月24日開催の第55回定時株主総会にて、総額上限を360百万円以内、監査役報酬につきましては、同日、総額上限を72百万円以内とそれぞれ決議しております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は4名となります。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針およびその決定方法

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本方針

取締役および監査役報酬等は、優秀な人材を確保・維持できる水準や、当社グループの業績向上および企業価値増大へのモチベーションを高めることも勘案した報酬体系とする。

b.個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法の決定方針

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、固定報酬部分と長期成果期待部分からなる基本報酬、および業績連動報酬の二区分とする。

また、監査役報酬は、監査役協議により、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、職位に応じた基本報酬、および取締役とは異なる観点からの業績向上へ寄与する職責に対し、常勤監査役には業績連動報酬の二区分とする。

取締役の報酬体系は役職（会長職、社長職、専務職等の役付）の職責に応じ、報酬額に階差を設けるものとする。現在適用とする階差は、専務職1に対し、会長、社長職は1.5内外の設定とする。

c.業績連動報酬等にかかる業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、評価項目の達成度に応じ、0%から200%の範囲で支給する。業績連動報酬の決定に際しては、企業業績の指標として利益水準の維持向上が最も適切であるとの判断から、期初営業利益計画の達成度合いを中心に、配当実施額、従業員賞与支給額、その他業績に影響を与える事項（天災、特別損益等）を勘案し、決定する。

d.個人別の報酬等の額につき種類ごとく「b.」・「c.」の各報酬等>の割合（比率）の決定方針

当社の事業は、自動車・建設機械、一般産業機械、半導体、船舶、航空宇宙を始めとした各産業における、メカニカルシール・特殊バルブ等の機械要素部品の製造販売であり、業績が同業界の動向に左右され易い状況も勘案し、業績連動報酬の割合は取締役は報酬総額の概ね10%、常勤監査役は概ね5%とする。

なお、基本報酬のうち、長期成果期待部分は役員持株会を通じ、毎月一定額の当社株式を購入するとともに、在任期間中継続して保有することとする。役員持株会への拠出額は、固定報酬額のうち、役位に応じ、7%から10%程度を充当する。主要子会社の社長兼務の取締役の場合には、当該子会社報酬から拠出する。社外役員には役員持株会の拠出は求めない。

e.報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本報酬は、定時株主総会後の取締役会において翌月から1年間の月額を決定し毎月支給とし、固定額を毎月一定日に支給する。業績連動報酬は、決算承認取締役会において、期末決算に基づき、「c.」記載の方針に従い決定し、当該決算にかかる定時株主総会までに支給する。

f.個人別の報酬等の内容の決定の方法

当社の個別の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定については、取締役会議長である取締役会長が、指名報酬委員会の助言も踏まえ、役員報酬案を取締役に上程し、取締役会にて決定する。

監査役報酬の支給案は監査役会において監査役の協議により決定する。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役法眼健作、取締役藤岡 誠の両氏は当社の主要株主かつ主要取引先であるNOK株式会社の社外取締役を、監査役前原 望、渡辺英樹の両氏は同社の常勤監査役を、監査役梶谷 篤氏は同社の社外監査役をそれぞれ兼務しております。なお、当社は、同社と製品の販売および仕入等の取引関係があります。

また、取締役藤岡 誠氏は、日本製紙株式会社の社外取締役を兼任しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役

地位	氏名	主な活動状況・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	法眼健作	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。取締役会においては、主に、その外交経験に基づく知見から当社のグローバルでの事業展開において監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において適切な助言をいただいております。
取締役	藤岡 誠	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。取締役会においては、主に、産業政策と企業経営の経験に基づく知見から当社の事業活動全般において監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において適切な助言をいただいております。

社外監査役

地位	氏名	主な活動状況
監査役	前原 望	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	渡辺 英樹	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	梶谷 篤	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

なお、当社の重要な海外子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っております。

(2) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等

34百万円

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

◎ 以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切捨てにより表示しております。
2. 千株単位の記載株式数は、千株未満切捨てにより表示しております。
3. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出し、銭未満四捨五入により表示しております。
4. 連結売上高・連結経常利益等の前期比増減率、大株主の持株比率、当社の重要な子会社への出資比率、平均年齢および平均勤続年数は、小数第1位未満四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	98,323
現金及び預金	28,806
受取手形	1,958
売掛金	28,248
電子記録債権	5,248
商品及び製品	10,169
仕掛品	6,910
原材料及び貯蔵品	10,477
未収入金	3,048
その他	3,552
貸倒引当金	△96
固定資産	82,631
有形固定資産	59,039
建物及び構築物	22,532
機械装置及び運搬具	21,972
工具器具及び備品	3,597
土地	6,345
リース資産	1,694
建設仮勘定	2,896
無形固定資産	3,108
のれん	1,266
その他	1,842
投資その他の資産	20,483
投資有価証券	12,785
長期貸付金	534
繰延税金資産	5,750
その他	1,521
貸倒引当金	△108
資産合計	180,955

科目	金額
負債の部	
流動負債	42,686
買掛金	9,180
電子記録債務	2,512
短期借入金	2,353
一年以内に返済予定の長期借入金	10,668
未払金	2,715
リース債務	526
未払法人税等	1,534
契約負債	959
従業員預り金	4,208
賞与引当金	2,679
受注損失引当金	758
その他の引当金	12
その他	4,576
固定負債	35,174
長期借入金	17,732
リース債務	855
退職給付に係る負債	15,412
環境対策引当金	300
負ののれん	61
その他	811
負債合計	77,860
純資産の部	
株主資本	93,057
資本金	10,490
資本剰余金	11,296
利益剰余金	71,483
自己株式	△213
その他の包括利益累計額	1,275
その他有価証券評価差額金	458
為替換算調整勘定	2,950
退職給付に係る調整累計額	△2,133
非支配株主持分	8,761
純資産合計	103,094
負債純資産合計	180,955

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	140,842
売上原価	108,688
売上総利益	32,154
販売費及び一般管理費	24,593
営業利益	7,560
営業外収益	3,741
受取利息及び配当金	243
持分法による投資利益	1,475
その他	2,022
営業外費用	490
支払利息	385
その他	105
経常利益	10,811
特別利益	23
固定資産売却益	12
投資有価証券売却益	11
特別損失	1,485
固定資産売却損	18
固定資産除却損	86
減損損失	1,379
税金等調整前当期純利益	9,349
法人税、住民税及び事業税	2,956
法人税等調整額	△736
法人税等合計	2,220
当期純利益	7,129
非支配株主に帰属する当期純利益	1,415
親会社株主に帰属する当期純利益	5,713

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,490	11,310	68,224	△226	89,799
当期変動額					
剰余金の配当			△2,455		△2,455
合併による増減		△13		13	—
親会社株主に帰属する当期純利益			5,713		5,713
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△13	3,258	12	3,258
当期末残高	10,490	11,296	71,483	△213	93,057

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	402	△2,690	△3,116	△5,404	8,046	92,441
当期変動額						
剰余金の配当						△2,455
合併による増減						—
親会社株主に帰属する当期純利益						5,713
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	56	5,641	982	6,680	714	7,395
当期変動額合計	56	5,641	982	6,680	714	10,653
当期末残高	458	2,950	△2,133	1,275	8,761	103,094

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	53,141
現金及び預金	6,193
受取手形	1,414
電子記録債権	5,248
売掛金	16,227
商品及び製品	2,565
仕掛品	2,379
原材料及び貯蔵品	2,183
前渡金	1,568
未収入金	6,023
関係会社短期貸付金	7,564
その他	1,771
貸倒引当金	△0
固定資産	78,438
有形固定資産	19,462
建物	5,202
構築物	293
機械及び装置	9,028
車輛運搬具	82
工具器具備品	1,586
土地	2,042
リース資産	103
建設仮勘定	1,122
無形固定資産	1,669
のれん	374
ソフトウェア他	1,295
投資その他の資産	57,306
投資有価証券	1,045
関係会社株式	47,540
長期貸付金	490
関係会社長期貸付金	2,662
長期前払費用	130
繰延税金資産	5,229
その他	1,067
貸倒引当金	△858
資産合計	131,580

科目	金額
負債の部	
流動負債	40,144
買掛金	10,247
電子記録債務	2,512
短期借入金	500
関係会社短期借入金	6,113
一年以内に返済予定の長期借入金	10,658
リース債務	53
未払金	1,951
未払法人税等	230
契約負債	850
賞与引当金	1,569
従業員預り金	4,208
その他	1,249
固定負債	29,789
長期借入金	17,711
リース債務	50
長期未払金	162
退職給付引当金	11,808
その他	55
負債合計	69,933
純資産の部	
株主資本	61,186
資本金	10,490
資本剰余金	11,803
資本準備金	11,337
その他資本剰余金	466
利益剰余金	39,105
利益準備金	599
その他利益剰余金	38,506
固定資産圧縮積立金	100
別途積立金	730
繰越利益剰余金	37,675
自己株式	△213
評価・換算差額等	459
その他有価証券評価差額金	459
純資産合計	61,646
負債純資産合計	131,580

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	88,092
売上原価	77,487
売上総利益	10,604
販売費及び一般管理費	11,730
営業損失	1,125
営業外収益	6,552
受取利息及び配当金	4,844
その他	1,707
営業外費用	386
支払利息	362
その他	24
経常利益	5,039
特別利益	307
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	11
抱合せ株式消滅差益	293
特別損失	2,035
固定資産除却損	50
減損損失	291
抱合せ株式消滅差損	1,693
税引前当期純利益	3,311
法人税、住民税及び事業税	310
法人税等調整額	△669
当期純利益	3,669

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	10,490	11,337	479	11,817	599	100	730	36,461	37,890
当期変動額									
剰余金の配当								△2,455	△2,455
当期純利益								3,669	3,669
自己株式の取得									
合併による増減			△13	△13					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	△13	△13	-	-	-	1,214	1,214
当期末残高	10,490	11,337	466	11,803	599	100	730	37,675	39,105

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△226	59,972	403	403	60,376
当期変動額					
剰余金の配当		△2,455			△2,455
当期純利益		3,669			3,669
自己株式の取得	△0	△0			△0
合併による増減	13	-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			56	56	56
当期変動額合計	12	1,214	56	56	1,270
当期末残高	△213	61,186	459	459	61,646

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

イーグル工業株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	柳 吉 昭
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	小 倉 明
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イーグル工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーグル工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

イーグル工業株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	柳 吉 昭
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	小 倉 明
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イーグル工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から提出された監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

イーグル工業株式会社監査役会

常勤監査役 林 大資 ㊞

常勤監査役 佐竹秀生 ㊞

社外監査役 前原 望 ㊞

社外監査役 渡辺英樹 ㊞

社外監査役 梶谷 篤 ㊞

以 上

株主総会 会場ご案内

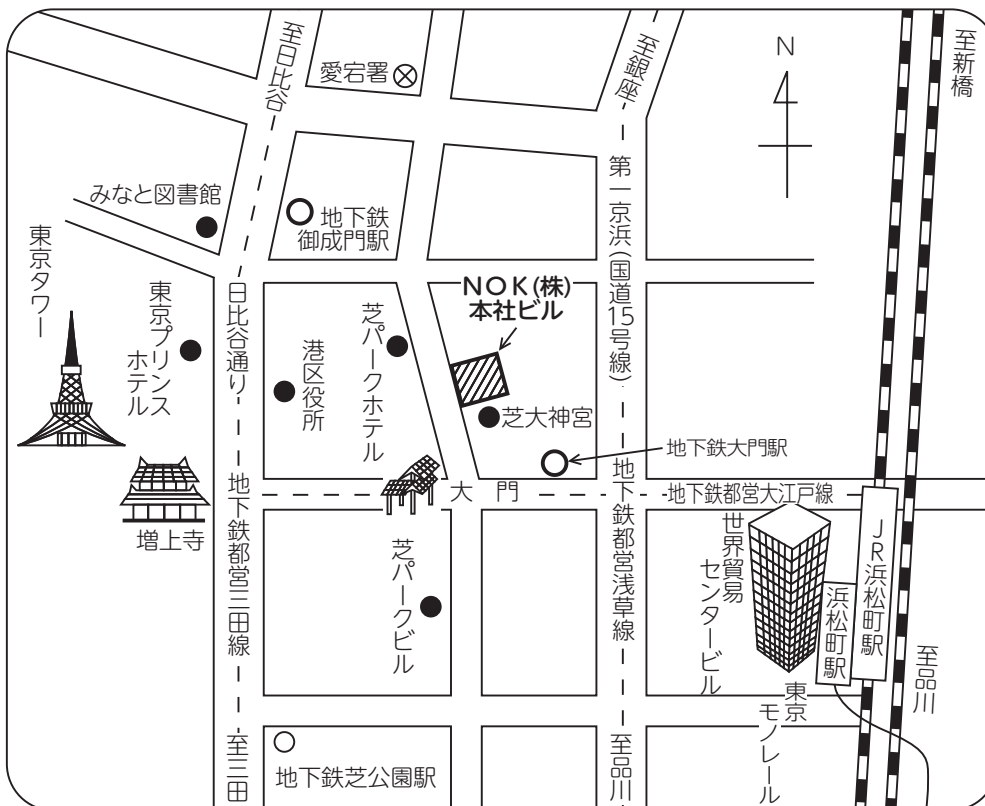
会場

NOK(株)本社ビル 2階会議室

東京都港区芝大門1丁目12番15号

最寄駅

- | | | | | |
|---|---|---|-------------|------|
| J | R | Ⓐ | 山手線または京浜東北線 | 浜松町駅 |
| 地 | 下 | Ⓑ | 都営浅草線 | 大門駅 |
| 鉄 | | Ⓒ | 都営大江戸線 | 大門駅 |
| | | Ⓓ | 都営三田線 | 御成門駅 |



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。